農地・水・環境 だより【第22号】

平成26年12月

〔栃木県多面的機能支払交付金通信〕

編集・発行 栃木県農地･水･環境保全向上対策推進協議会 〒321-0901 宇都宮市平出町1260

TEL：028-660-5702 FAX:028-660-5713　E-mail：nouchimizu@tcgdoren.or.jp

URL：http://www.tcgnouchimizu.net/

多面的機能支払交付金　平成26年度の取組状況

農地維持活動

平成26年度「農地維持支払交付金」は、県内全市町、396組織で取り組まれています。
このうち、18市町、127組織が本年度から新たに取組を開始しています。

農地維持活動の取り組み状況

市町数	活動組織数	交付対象面積（ha）			
		計	田	畑	草地
25	396	34,884	30,919	3,923	42

【農道 路肩･法面の草刈】

資源向上活動(共同)

平成26年度「資源向上支払交付金(共同)」は、23市町、296組織で取り組まれています。
このうち、9市町、33組織が本年度から新たに取組を開始しています。

資源向上活動(共同)の取り組み状況

市町数	活動組織数	交付対象面積（ha）			
		計	田	畑	草地
23	296	26,678	23,577	3,059	42

【景観形成のための施設への植栽】

資源向上活動(長寿命化)

平成26年度「資源向上支払交付金(長寿命化)」は、22市町、152組織で取り組まれています。

資源向上活動(長寿命化)の取り組み状況

市町数	活動組織数	取組面積（ha）			
		計	田	畑	草地
22	152	14,016	12,193	1,784	39

【素掘り水路からコンクリート水路への更新】

県協議会からのお願い　～対象農用地面積が減少したら！～

交付金を受ける農用地において、宅地造成や道路整備等により面積が減少した際には、交付された交付金のうち当該対象農用地部分に相当する交付金を返還することになります。

手続き等の詳細については、関係市町の担当課へお早めにご相談下さい。

『平成 26 年度多面的機能支払交付金に係る活動組織研修会』～活動組織の円滑な運営に向けて～を開催しました。

本協議会は、新規及び継続組織の代表者、事務担当者(土地改良区を含む)等を対象として、8月22日・25日・29日、9月1日・2日・3日・5日に、研修会を県内7会場において開催しました。研修会には、393活動組織や土地改良区等から817名の方が参加し、皆一様に担当者の説明を熱心に聞き入っていました。研修会は、栃木県農地・水・環境保全向上対策推進協議会(水土里ネットとちぎ)の野澤事務局長(那須・塩谷管内地域)及び吉澤事務局次長(河内・芳賀・上都賀・下都賀・安足・那須管内地域)の主催者挨拶を受け開始されました。

野澤事務局長の挨拶

今回の研修会は、「多面的機能支払交付金制度への移行に伴い活動組織や事務処理を行う土地改良区等を対象に、事業の取りまとめ・報告 (活動記録・金銭出納簿・実施状況報告書など) の作成手法と併せて、栃木県が推奨する生態系保全活動(多面的機能発揮に向けた環境配慮工法のポイント)」の理解促進など、事業を推進するため開催したもので、栃木県や県協議会の担当者から、以下のテーマについて説明を行いました。

那須町ゆめプラザ

説明内容

(1) 活動の記録・報告書作成と留意事項について

(2) 生態系保全活動について

(3) 多面的機能発揮に向けた環境配慮工法等のポイント

対策移行の初年度であることから、活動組織の円滑な運営に向けた取組として「活動記録などの実施状況報告の作成」と「生態系保全活動」等を重点項目として説明し、参加者からは、記録方法や生態系保全活動(移動経路の確保)等について質問があり、理解が深められました。

栃木市国府公民館

トピックス

平成 27 年 4 月に多面的機能支払交付金が法制化されます

☆現在の交付金が「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施されます。

① 事業実施主体の変更

・事業実施主体は、現在の「栃木県農地・水・環境保全向上対策推進協議会」から「実施団体」(活動組織)へ変更されます。また、活動組織は事業計画書を作成して、関係市町に認定申請し、認定された事業計画に基づき活動に取り込むこととなります。

② 交付金の交付ルートの変更

・交付ルートが変更になります。

国(国費分) → 県(国・県費分) → 市町(国・県・市町費分) → 活動組織

③ 県協議会の役割

・法制化後においても、県・市町と役割を分担し、活動組織に対する説明会・指導・助言及び研修会等を開催し、活動組織の円滑な活動を支援します。また、新たに県・市町が担う事務処理等を支援し、効率的かつ効果的な事業の推進を図ります。

活動組織からの声

下高北部環境保全会

	協定農用地	対象面積
田	20,620 a	20,562 a
畑	2,030 a	2,011 a
	22,650 a	22,573 a

休耕田を活用し栽培したコスモス

＜活動組織紹介＞　下高北部環境保全会

下高北部環境保全会は、芳賀町の北西部に位置し、北に高根沢町・御料牧場、西は、芳賀工業団地と芳賀・高根沢工業団地が隣接する地域で、水稲農業を中心に取組んでいます。

農地維持活動における、暑い夏の水路や道路等の草刈りでは、高齢者が多いため朝5時から活動を実施しています。また、冬期には、野焼き・水路の修繕・水路の泥あげを水系毎に実施しています。この事業を実施することにより、水路の通水機能の確保・農道の安全な運行・病害虫発生の抑制による農作物被害の低減が図られ、地域の営農や環境に貢献するとともに、住民が一体となって地域の「絆」を深めています。

本地区では、県内でも逸早く「水田藻発生抑制効果実証事業（水田の水口にクロマツを挿しアオミドロなどの発生を抑制する事業）」を導入し、その効果を確認しております。（効果には、松ヤニの精油成分（テルペン）が関与しているらしいことが分かりました。）

資源向上(共同)活動では、休耕田を活用した景観形成活動として7月下旬～8月上旬にコスモスを播種、10月にコスモス祭りを開催するなど、地域の繋がりを大切にしています。また、8月下旬には地域の子供会の協力を得て、生き物調査を実施することにより、世代を超えた交流や、農村環境を維持する取組が継続して行われています。更に、年4回のクリーン芳賀活動(空き缶、ゴミ収拾)を実施し、活動の普及・啓発や景観形成・生活環境保全に寄与しています。

資源向上(長寿命化)活動では、昭和40年代に整備した野元1号幹線(排水路)の老朽化した空積ブロック水路の改修工事を実施し、水路の機能維持を図っています。

しかしながら、協定締結期間内に全線の整備が完了しないことが想定されることから、何か他の事業を活用し、全線を整備したいと考えております。

最後に、下高北部環境保全会も他の活動組織と同様に高齢化が進んでおり、草刈り作業などの活動を地域だけで継続できるか心配ですが、今後も仲間と一緒に農地や環境を守っていきたいと思っています。

藻発生抑制効果実証事業

生物の生息状況の把握

生物の生息状況の把握

生きものシリーズ

アメリカザリガニ（要注意外来生物）

ミシシッピ川流域を中心としたアメリカ合衆国南部を原産地とする外来種です。食用として移入したウシガエルの餌として持込まれたものが、ウシガエル(特定外来生物)とともに逃げ出し、全国各地に分布してしまいました。田んぼのイネを切断したり、畔に穴を掘り水漏れを起こすなど営農に支障を来たすばかりでなく、ヤゴやメダカ等の水生生物を捕食し生態系を変えてしまう厄介者です。

- 体長：8.0～12.0 cm
- 繁殖期：4～5 月、9～10 月
- 両眼の間の突起が鋭角

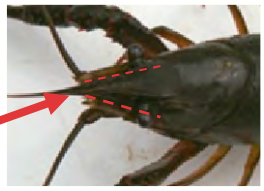

ザリガニの種類には、ハサミの付け根に白色がある体長15ｃｍほどの大型なウチダザリガニ（県内での確認無）や、日光市で確認されたニホンザリガニ(体長5cmほど、両眼の間の突起が鈍角)がいます。

土地改良区への事務委託による活動組織の事務負担の軽減について

①思川西部土地改良区（小山市）＜土地改良区の構成員が組織する活動組織から事務委託＞

○事務委託の経緯

平成 25 年度までの申請や報告に係る事務処理は、活動組織（20 組織）において、組織（自前）・外部委託・土地改良区への委託など様々な方法で対応してきました。平成２６年度からは、土地改良区単位で活動組織の統合を図り、土地改良区に事務委託することになりました。これにより、農業水利施設などの土地改良施設等が地域の共同活動で保全されると共に、土地改良区の維持管理費の節減が図られます。また、土地改良区では、担当職員の配置による支援体制強化が可能です。

土地改良区の支援内容

- 総会資料の作成
- 報告書類の作成
  （活動記録簿、金銭出納簿、領収書整理帳、財産管理台帳、写真整理帳、実施状況報告書）
- 会計経理
- その他　事務の補助

活動組織で対応すること

- 役員から構成員への連絡調整
- 活動に必要な資材等の連絡
- 資材購入時の領収書等の提出
- 作業日報による、活動人数、内容の報告
- 日当の支払等

土地改良区の受ける効果！

土地改良区単位で活動に取り組むことにより、土地改良施設等の保全作業の周知や補修・更新の全体計画が可能となった。また、交付金が１本になることで維持管理計画の優先順位に基づく活動が可能となった。

活動組織の効果！

旧活動組織間の交流や情報交換により、より効果的・効率的な活動が可能となった。

②芳賀町土地改良区（芳賀町）＜町全体の活動組織から事務委託＞

○事務委託の経緯

平成 26 年度の芳賀町の多面的機能支払交付金による取組面積は、農用地面積比率で 92%となっています。平成 19 年度から平成２３ 年度の「農地・水・環境保全向上対策推進事業」では、この事業を取組む全ての活動組織に町職員が担当され、事務や活動組織の指導を行ってきました。平成 24 年度からの二期対策「農地・水保全管理支払交付金」においては、土地改良区が管理する受益地と活動組織の取組範囲の大部分が重複していることや、土地改良区は事務手続きのノウハウと水路・農道補修等の技術的なノウハウを有することから、土地改良区が 14 の全ての活動組織と連携（事務受託）することにより、効果的な活動が可能となりました。

土地改良区の支援内容

- 役員会等資料の作成や、会議への出席
- 報告書類の作成
  （活動記録簿、金銭出納簿、写真整理帳など）
- 会計経理
- 中間確認及び実績報告、検査等の対応
- 水路・農道の補修・更新に係る計画的な対応
- 工事発注、現場管理等の技術的支援

活動組織で対応すること

- 役員から構成員への連絡調整
- 活動に必要な資材等の調達
- 資材購入時の領収書等の提出
- 作業日報による、活動人数、内容の報告
- 日当の支払等

土地改良区の受ける効果！

「資源向上支払」の計画的な活動により、土地改良区の施設が適切に補修・更新され、土地改良区の維持管理費や受益者の負担が軽減される。

活動組織の効果！

活動組織は、活動に専念することが可能になると共に、担い手は、保全管理作業の効率化により営農に集中しやすくなった。

※土地改良区が事務処理を受託する場合には、土地改良区の定款変更・予算措置などが必要となります。
各農業振興事務所管理指導担当若しくは、水土里ネットとちぎにご相談ください。